

「山梨県の環境アセスメント制度」変更点 ※太字は変更箇所

I 山梨県環境影響評価等技術指針の改定に伴う変更【R3.5.1以降】

環境影響評価の項目

- | | | | | | | | | | | | | |
|---|---------------------------|------------|-----|------|-----|------|------|-------|------|---------------|------|------|
| 1 | 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する項目 | | | | | | | | | | | |
| | (1) | 大気汚染 | (2) | 悪臭 | (3) | 騒音 | (4) | 低周波音 | (5) | 振動 | (6) | 水質汚濁 |
| | (7) | 水象 | (8) | 地盤沈下 | (9) | 土壌汚染 | (10) | 地形・地質 | (11) | 土地の安定性 | (12) | 日照阻害 |
| | (13) | 反射光 | | | | | | | | | | |

II 山梨県環境影響評価条例施行規則の改正に伴う変更【R3.5.1以降】

対象事業種類規模一覧（概要）

法令番号	条例番号	事業の種類		第二分類事業	第三分類事業
5	事業の事業	電気工作物の設置又は変更の工事	太陽電池発電所	設置	事業の用に供する区域面積 9ha（当該区域に森林*が 1ha 以上含まれる場合は 1ha）以上
			〃	変更	事業の用に供する区域面積 9ha（当該区域に森林*が 1ha 以上含まれる場合は 1ha）以上増加

※森林とは、森林法第二条第三項に規定する国有林及び同法第五条第一項の地域森林計画の対象となっている民有林をいう。

【R5.4.1以降】

5	事業の事業	電気工作物の設置又は変更の工事	太陽電池発電所	設置	事業の用に供する区域面積 9ha(当該区域に森林*が 0.5ha 以上含まれる場合は 0.5ha) 以上
			〃	変更	事業の用に供する区域面積 9ha(当該区域に森林*が 0.5ha 以上含まれる場合は 0.5ha) 以上増加

III その他（訂正）

19	その他の施行規則で定める事業			施工区域面積 30ha 以上	施工区域面積 15ha 以上
----	----------------	--	--	----------------	----------------